

Japan Breast Cancer Research Group(JBCRG)会則

第1条 (名 称)

本会の名称は、「Japan Breast Cancer Research Group (JBCRG)」とする。

第2条 (目 的)

本会は、わが国、および多国間における乳がんの臨床試験および基礎的研究を計画・推進する。さらに、乳がんの医療に関する国内外の情報の調査研究、普及啓発を行い、乳がんに対する診療技術の向上を促進・振興するとともに、関連団体との連絡、提携を図る事業を行い、もって乳がんに対する治療成績の向上を通して、公共の福祉に貢献することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)基礎的、および臨床的研究。
- (2)情報の収集、解析および発表。
- (3)相互の情報交換。
- (4)通常総会、臨時総会を開催する。
- (5)その他、本会の目的を達成するに必要な事業。

第4条 (組 織)

本会は、世話人会、臨床試験検討委員会、効果・安全性評価委員会、倫理委員会、病理委員会、統計解析アドバイザー、顧問、および事務局で組織する。

第5条 (役員)

1. 本会は、次の役員を置く。

- ① 世話人、うち一人を代表世話人とする。
- ② 顧問は必要に応じて置くものとする

世話人および顧問は、会員の推薦により選任されるものとし、その任期は 3 年とするが、再任は妨げない。

2. 代表世話人および世話人により、世話人会を組織し、次の事項を協議・決定する。

尚、世話人会は委任状提出者を含む 2/3 以上の出席をもって成立し、採択は世話人の半数以上をもって決定することとする。

- ① 本研究会の運営
- ② 研究の方法
- ③ 成果の発表方法
- ④ 研究費の使用方法
- ⑤ 新規入会または退会の承認
- ⑥ その他

3. 顧問は、本会の基本的な運営方針に意見を述べ、もしくは助言を行う。

4. 上記役員のほか、本会の事業推進に必要な役職分担者若干名を置く。

第6条（会 員）

会員は、乳がんの研究・診療に従事しているもので、第2条に掲げる本会の目的、事業に賛同し、世話人会の承認を得た個人とする。会員として入会しようとするものは、代表世話人に申し込むものとする。

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- ③ 除名されたとき。

第7条（事務局）

本会の事務局を下記に置く。

〒113-0033 東京都文京区本郷3-14-16 美工本郷第2ビル 5F

Tel: 03-6659-7723 , Fax: 03-6659-7726

第8条（研究会の運営）

研究会は、世話人会の判断により日時が決定、開催される。

第9条（経 費）

本会の運営に必要な経費は研究助成金、寄付をもってこれにあてる。本会の運営に当たり、事務局は研究費を管理する。

研究費は次の費用に使用する。

- ①研究会運営費用(会場費、会議運営費、講演費、事務局費等)
- ②講演者の交通費および宿泊費等:実費を支出する。
- ③調査研究協力費: 1 症例あたり 30,000 円を目安とし、年度ごとに実施責任医師へ支払うこととする。
- ④学会参加費、論文作成費: 本研究会で行なわれた研究成果の発表、および本研究会の活動に必要な情報を得るための海外学会参加費は、調査費として欧米地区では最大 300, 000 円、アジア地区では最大 150, 000 円を支給する。また同様に本研究会で行なわれた研究の発表を伴う論文作成費(掲載料、別刷代など)は実費を支給する。

また、会計監査は世話人により随時実施されるものとする。

第10条（期 間）

本研究会の存続は、世話人会が3年毎に討議し、世話人会が、必要と認めれば本研究会は存続するものとする。本研究会の終了は、世話人会がこれを議決し、その後に開催される総会で出席会員総数の2/3以上の賛成を受けて決定する。

第11条（会則の変更）

本会会則の変更は、世話人会の議決とその後開催される研究会の承認に基づいて行われる。

細則は世話人会の議決により立案し、もしくは修正することができる。

第12条（規定外事項）

本研究会則に定めのない事項、または本研究会則変更の必要が生じた場合は、世話人、会員間で、協議の上、世話人会の承認を得て決定する。

細則

第1条 本会の運営に必要な事項は、この細則に定める。

第2条 細則の立案および修正は、会則第11条第2項により、世話人が行う。

第3条 会則第5条に定める役員は別記の通りとする。

平成14年4月21日 施行

平成17年10月改訂

平成19年11月改訂

平成20年5月改訂(第9条経費)

平成23年9月改訂(第5条)

(別紙は所属異動により改訂)

別紙

世話人

京都大学大学院医学研究科	戸井 雅和(代表世話人)
昭和大学病院	中村 清吾
がん感染症センター都立駒込病院	黒井 克昌
愛知県がんセンター中央病院	岩田 広治
国立病院機構九州がんセンター	大野 真司

(順不同)

世話人のミッション

1. 事業の長期計画、年次計画の策定
2. 事業遂行のための予算案の策定
3. 事業を遂行するための各種委員会の設立、改廃と委員の任命
4. 新規に開始する臨床試験および付随研究の決定
5. 委員会の活動状況の監督
6. 臨床試験および付随研究に関する公表の承認
7. その他、本事業の目的遂行に必要な事項

効果・安全性評価委員会

天理よろづ相談所病院	稲本 俊(委員長)
三菱京都病院	吉岡 亮
滋賀医科大学医学部附属病院	阿部 元

(順不同)

倫理委員会

埼玉医科大学	佐伯俊昭(委員長)
--------	-----------

病理委員会

財団法人癌研究会癌研究所	秋山 太(委員長)
埼玉県立がんセンター	黒住昌史
国立がんセンター中央病院	津田 均

統計解析アドバイザー

東京大学	大橋靖雄
------	------

臨床試験審査委員会

京都大学大学院医学研究科	戸井 雅和(委員長)
昭和大学病院	中村 清吾
がん感染症センター都立駒込病院	黒井 克昌
愛知県がんセンター中央病院	岩田 広治
国立病院機構九州がんセンター	大野 真司

(順不同)

臨床試験審査委員会のミッション

1. 新規に開始する臨床試験および付随研究の公募要綱の決定と新規プロトコールの審査
2. 臨床試験および付随研究毎の臨床試験プロトコール審査委員の任命
3. 臨床試験および付随研究の実施状況の監督
4. その他、本事業でおこなう臨床試験および付随研究の円滑な実施と研究間の調整に必要な事項

事務局

JBCRG事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-14-16 美工本郷第2ビル 5F

Tel: 03-6659-7723, Fax: 03-6659-7726

E-mail: office@jbcrg.jp

事務局長 黒井克昌

事務員 柏 喜代美